

国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民スポーツ大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な連係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

(1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

(2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

(3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

(1) 交通費

原則として、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

(2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。

期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

(3) 諸費

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国民スポーツ大会開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

5 本基準の改廃

本基準の改廃については、国民スポーツ大会委員会の協議を経て行う。

<附則>

昭和 53 年 11 月 7 日	制定
昭和 59 年	第 1 次改定
平成 24 年 6 月 1 日	第 2 次改定
平成 27 年 6 月 11 日	第 3 次改定
平成 29 年 3 月 2 日	第 4 次改定
平成 30 年 4 月 1 日	第 5 次改定

令和 2 年 10 月 15 日	第 6 次改定	
令和 3 年 12 月 9 日	第 7 次改定	国民スポーツ大会への名称変更
令和 6 年 1 月 1 日	第 8 次改定	別紙「国民スポーツ大会各競技会における競技役員の役職名及び人数（ボクシング）」
令和 6 年 6 月 4 日	第 9 次改定	別紙「国民スポーツ大会各競技会における競技役員の役職名及び人数（ライフル射撃）」
令和 6 年 12 月 12 日	第 10 次改定	